

第33江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 令和4年11月10日(木)
招集場所 江府町役場2階多目的室

開 会 午前9時30分 会長宣言

出席 農業委員(11人)・農地利用最適化推進委員(5人)

1番	松本 良史	7番	梅田 茂
2番	高津 孝司	8番	遠藤 功
3番	船越 征子	9番	奥田 隆範
4番	加藤 直行	10番	山本 信男
5番	松原 憲治	11番	長尾 保
6番	本高 善久		
	見山 收		谷口 一郎
	宇田川 保		竹内 求
	神庭 良昌		

欠席 農業委員(0人)・農地利用最適化推進委員(0人)

職員及び関係者 局長 西岡 浩治

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

第1号議案 農用地利用集積計画(案)について
第2号議案 農用地利用配分計画(案)について
第3号議案 非農地証明について
第4号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第5号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見具申について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前9時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

3番委員 船越 征子 5番委員 松原 憲治

事務局： 失礼いたします。定刻になりましたので第33回江府町農業委員会総会を開催したいと思います。会長さんの進行でお願い出来ればと思います。

会長： 農業委員会憲章はこういう状況でございますので、引き続き割愛をさせていただきたいと思います。ご挨拶をする前に今朝奥大山地美恵の宇田川推進委員さんから近年にない200キロを超える大きなイノシシ個体が獲れたので見に来ないかと言うお電話がありまして、先ほどまで地美恵の方に寄っていました。宇田川さんから説明を受けている内に読売新聞や中海やいろんな報道機関から取材をさせてくれと言う連絡が、宇田川推進委員さんの携帯に入っておりますが、宇田川推進委員さんこの状況について冒頭お話を伺えませんか。

宇田川： はい、昨日3時半ごろ掛かっていると言う事で取りに行ったんですけども、2頭は普通の大きさだったんですけども、総体的には3頭とも鉄砲を撃ったんですけども、稀に見ると言うか私も地美恵を立ち上げる3、4年前からやっていたんですけども、これだけ大きなものが獲れたのは初めてで、4人掛かりでも持てない様な状態のもので、たまたまユンボがあったのでそれで釣り上げてもらって処理はしたんですけども、それがなかったらどうするんだろうと言う事だったんですけども、入れ物にも入る状態でもないし、胴回りに手が届かないんです。今こんなのがいるんだなと言う気持ちでした。山で見たら熊にしか見えないです。首は全くないし、牙もかなり曲がっていますし、だいたいイノシシの寿命は15年から20年と言われています。今の個体が大体6歳から7歳くらいになるのではないかと思うんですけども、そう言った事でご迷惑を掛けますけども、よろしくお願ひしたいと思います。

会長： 竹内推進委員さんの捕獲作業に入っておられましたけども、何かありますか。

竹内： はつきり言ってびっくりしました。それまでに60キロ、70キロの個体が1つずつ取れて、大した事はないと言ったところが倍以上ありましたので、2つ並べてもそれよりも大きいのでびっくりしました。初めてと言ってもみたこともない、熊みたいです。

宇田川： 帰りに寄ってみようかなと言う人は、まだ皮が剥げていない状態かもしれませんけれども、寄ってみてください。

会長： 鮮度が大切ですので宇田川推進委員さんは処理で中座をされますからご理解を頂きたいと思います。

宇田川： それでは失礼します。

会長： 本日は第33回の総会になります。ご参集いただきましてありがとうございます。先般実施しました農地パトロールでございますが、各班ともほぼ調査が終了したという風に事務局より伺っております。これからは調査区分をしっかり見極めたうえで、農地利用の継続について後のホローというか、取り組みが必要になって来るのではないかとい

う風に考えております。また来週14日の奥出雲町への視察研修、今日資料で最後の確認をされると思いますけども、多くの皆さんのご参画と実施の運びとなりました。ご案内のとおり東の魚沼産コシヒカリ、西の仁多米と称される様に、食味ランキング特Aの各付を取得をされておりまして、その生産と貯蔵と販売戦略、この辺りを奥出雲町の関係者の方から勉強をさせて頂く、ご教授を頂く運びになっております。西岡局長の方で奥出雲役場にお願いをして、受けてやると言うご厚意を頂いております。奥出雲町は見てみると江府町と自然条件が非常に似通っておりますので、仁多米の販売も含めて、またほかの特産化も含めて勉強をすれば、本町の農業振興にもずいぶん役立つのではないかなどと言う期待をしているところでございます。その後木次線の出雲横田駅から普通列車に乗車しまして6駅先の終点広島県の備後落合駅まで移動をして頂きます。同区間は周辺人口がすごく少なくて輸送密度も極めて低いと言う事で、早晚廃線の議論がなさる区間だという風に言われております。しかしながら出雲横田を出発して中国山地に入って行くんですが、山間奥地まで仁多米の耕作地が広がっております。狭隘な小さな田んぼにも仁多米が植わっております。私が行ったのは田植え後でした。今の時期は刈り取り後ですから、そこら辺の仁多米の生産団地棚田の状況を見ながら出雲坂根の三段スイッチバック、島根県最後の標高727メートルに位置する三井野原駅、そこを通過して備後落合と言う事で、そこの路線を皆さんと一緒に移動をしたいという風に思っております。何れにしても研修の軸が上がる一日になればという風に考えておるところでございます。尚本日は5議案を提案いたしますのでよろしくご審議の程お願い申し上げましてご挨拶に代えさせていただきます。

議長： それでは総会審議に入ります。出席確認を行います。本日は全員出席でございますので、委員会規則第5条により委員数の過半数に達しておりますから、本総会は成立していることを報告申し上げます。次に議事録署名委員の指名でございます。署名委員を議長が指名することに異議はございませんか。

委 員： 異議なし（全員）

議長： ありがとうございます。それでは議事録署名委員を議席番号3番、船越委員、同じく議席番号5番、松原代理にお願いをしたいと思います。尚会議書記は事務局を指名します。日程に従いまして報告事項になります。報告事項が1件ございますので事務局より説明をお願いします。

を頂いております。場所につきましては3ページに航空写真を付けております。以上です。

議長： 内容について長尾委員さん何かコメントはありますか。

長尾： 私の方からも連絡をして手続きをしてもらったんですけど、その手前に今は何もありませんけども昔は〇〇だったんです。そこを借りられた様なんんですけど、手狭になったみたいで奥の方もと言う事でこの手続きになったみたいです。

議長： なるほど、ありがとうございます。それでは皆さんの方から何かご意見、ご質問はありますか。それでは無い様ですので報告事項を終え議事に入らせていただきます。議案第1号、農用地利用集積計画（案）につきまして、事務局より提案説明をお願いしたいと思います。

議長： ありがとうございました。それでは新規案件に限って担当委員、推進員からの補足説明をお願いします。申請番号36番、〇〇地区ですので山本委員さんよろしいでしょうか。

山 本： はい、この件につきましては、〇〇さんと言う人は元々〇〇ではないので自作地は〇〇ですが、あちこち借受をされておりまして、今設定をされているところは数年間作っていないところで、もう荒地になっていたところなんんですけども、結構イノシシが荒かしておりますし、草も大変大きなものはが生えておりますので、これを再生するのは大変かなと思うんですけども、結構やっておられまして私も期待をしているところでございます。借りる年数は少ないんですけども上手くできれば良いかなと言う考えでおりますけども、大変頑張っておられますのでよろしくお願ひいたします。

議長： はい、ありがとうございます。荒地と言う事で再生は可能だと言う事ですけども、今の物件の地図はどの分に該当しますか。

事務局： 19ページになります。

議長： 現在はそういう状況なわけですね。分かりましたありがとうございました。次に申請番号37番、38番は○○地内になります。松本委員お願いします。

松 本： はい、37番の△筆、○○○○さんですけども、○○○○さんが○○○○○からしばらくは○の○○さんが頑張ってくれていましたけれども、○さんも△△過ぎで体力の限界だと言う事で、後は宮市法人よろしく頼むと言う事で、これはそのまま宮市法人で受けると言う格好になっています。38番の土地ですけども、もともと相対で契約していた分を今回中間管理機構を通すと言う形です。

議長： 分かりました。ありがとうございました。申請番号43番は後回しにしまして、申請

番号44番、○○地内、これは中間管理権設定で谷口推進委員さん補足をお願いします。

谷 口： はい、44番につきましては、本人が入院をされまして、退院をされた時に体に限界が来た様ですので、○○に出して受けてもらえないでしょうかと言う事で、○○○○○○さんの方に作ってもらうと言う事でございます。

議 長： ○○さんは谷口推進委員さんに相談をされ、役場農業委員会にもお見えになって一連の相談をされて、○○○○が受けると言う事で本日の申請の運びになったものです。申請番号43番、○○です。これは担当者であると共に当事者でありますけれども、現在権利者は△△反の○○を既に○○○○と利用契約をしていますが、この度新たに筆数は△△筆で、窪数は△枚なんですが、総面積△△△△m²、これについて○○○○との協議が整いましたので○○○○○○○○○での利用契約を締結するものです。以上が新規案件のコメントでございます。それでは質疑に入ります。質問、意見のある方は挙手をお願いします。無い様ですので質疑を打ち切り採決を取ります。議案第1号、農用地利用集積計画（案）につきまして、原案賛成の方の挙手をお求めます。

委 員： はい（全員挙手）

議 長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案通り決定をいたしました。続きまして議案第2号、農用地利用配分計画（案）につきまして提案説明をお願いします。

事務局： はい、資料の24ページに掲載しております議案第2号でございます。農用地利用配分計画（案）につきまして、別添の農用地利用配分計画（案）について、意見決定にあたり審議を求めたいと言事で提出をさせて頂きます。中身につきましては25ページから掲載をさせて頂いております。令和4年度5号でございます。農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条の規定により農用地利用配分計画案を作成したので提出します。と言う事で受けております。利用配分計画各筆明細につきましては26ページから掲載をしております。整理番号1番、権利を設定する者は○○○○○○○○○○でございます。全部で△△件ございます。農地が大字○○字○○○△△△△番△、○△、△△△△m²、○○○△△△△△番、○△、△△△△m²、○○△△△△△番、○△、△△△△m²、○○○△△△△△番、○△、△△△△m²、○○○○△△△△△番、○△、△△△△m²、○○○○△△△△△番、○△、△△△△m²、○○○○△△△△△番、○△、△△△△m²以上△筆は契約期間が令和△年△月△日から令和△△年△△月△△日までの△年間で賃借料は10a当たり△△△、△△△円、次に大字○○字○○○△△△△△番、○△、△△△△m²、期間は令和△年△月△日から令和△△年△△月△△日までの△年間で賃料は10a当たり△△△円、残りの△筆は大字○○字○○○△△△△△番、○△、△△△△m²、同じく○○字○○○△△△△△番、○△、△△△△m²、期間は令和△年△月△日から令和△△年△△月△△日までの△年△ヶ月で賃料は水張10a当たり△△キロの物納でございます。合計面積は△△△、△△△△m²になります。権利の種類は賃貸借権で利用目的は全て○○でございます。整理番号2番、権利を設定する者は○○○○○○○○○○○でございます。全部で△△件ございます。農地が大字○○字○

議長： ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問、意見のある方は举手をお願いします。無いようですので質疑を打ち切り採決を取ります。議案第2号、農用地利用配分計画（案）につきまして、原案賛成の方の举手を求めます。

委 員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案通り決定をいたしました。続きまして
議案第3号、非農地証明について提案説明をお願いします。

議長：△△筆非農地申請が出ております。それでは現地確認を頂きました本高委員さん、竹内推進委員さんコメントをお願いします。

本 高： 先ほど事務局から説明がありましたとおり 10月 18日に私と竹内推進委員さんと事務局 3人でこれだけの数の場所を回って参りました。明らかに農地ではないと言う事、中にはもう既に宅地だと言う分もございまして、先ほど事務局が申し上げたとおりでご

ざいました。以上です。

議 長： ご苦労様でした。ありがとうございました。それでは質疑に入ります。本件について質問、意見のある方は挙手をお願いします。

奥 田： 地図の右下に赤く塗ってある△△△番△と言うのがありますと表を見ますとそれに該当するような地番はないんですが。

事務局： これは共同の地番を人数で共有名義みたいなところがありますとその地番の振り方がこちらに該当すると言う事で表示はこちらの方にしております。何十人かいらっしゃって共有名義の内の1つの地番と言う事でございます。

議 長： 登記簿は△△番の枝番になっていますか。それでは△△△の枝番の△は○○登記の地番で、○○登記の場合はさらに細分化されていて、この人の持ち分と言うのが△△△番の△から枝分かれした△△になって、この方の権利のある面積が△△△m²だと言う事ですね。だから△△△番△の面積は大きなものになると思うんです。均等に分けてあるかどうかは別にして、要は○○登記とその中に含まれる個人の権利部分の地籍面積がここに表示されているわけですね。そう言う事の説明でよろしいでしょうか。

奥 田： はい。

議 長： その他の質疑をお願いしたいと思います。それでは質疑を打ち切り採決を取ります。議案第3号、非農地証明につきまして、原案賛成の方の挙手を求めます。

委 員： はい（全員挙手）

議 長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案通り決定をいたしました。続きまして議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、事務局より提案説明をお願いします。

事務局： はい、議案第4号につきましては37ページに記載をしております。農地法第3条の申請がございましたので審議を求める所です。受番39番、○○と○○の△筆、○○につきましては字○○○△△△△番、地目は○、地籍は△、△△△m²でございます。後の△筆は大字○○でございまして、字○○○△△△△番、○、△、△△△m²、字○○○△△△△番△、○、△△△m²、字○○○△△△△番、○、△△△m²、同じく○○○△△△△番、○、△△△m²、全部で△筆でございまして、合計面積は△、△△△m²でございます。譲受人は大字○○△△△番地にお住いの○○○○さん、譲受人につきましては大字○○△△△番地の○○○○さんでございます。目的としましては所有権移転と言う事で、○○○○さんの○にあたられる方に○○したいと言う事で申請が出ております。場所につきましては38ページ、39ページに航空写真を付けております。以上でございます。

議長： それでは本件の補足コメントを高津委員さんにお願いしたいと思います。

高津： ○○をしておられる○○さんに所有権移転をすると言う事です。○○さんはまだまだ元気が良いので実際のところは就農をされると思います。名義を変えると言う事であります。以上です。

議長： ありがとうございます。それでは質疑に入ります。本件について質問、意見のある方は挙手をお願いします。それでは質疑を打ち切り採決を取ります。議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案賛成の方の挙手を求めます。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案通り決定をいたしました。続きまして議案第5号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見具申につきまして提案説明をお願いします。

事務局： 40ページをご覧ください。議案第5号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見具申について。別添農業振興地域整備計画の変更について、意見決定にあたり審議を求めると言ふ事で、審議案件につきましては、江府町大字○○△番地の○○○○さんでございます。41ページからの掲載事項について説明をいたします。こちらは圃場整備をした土地でございまして、こちらの土地に消防署の敷地を求める事で農業振興地域計画の変更を求めてきております。所在地は大字○○字○○○△△△△番、地目は○で面積が△、△△△m²、申請者は○○○○さんでございます。用途としましては41ページの4番目にありますが、用途変更者は江府町の○○○○○○○○○○○○でございます。周辺の農地所有者の同意は得ております。権利の設定の種類は自己所有地でございます。変更の目的は施設設置者の○○○○○○○○○○○○が土地収用法を活用し○○○○○○を求めると言ふ事で変更をさせて頂きたいと言う事でございます。42ページには農用地区域除外の詳細について掲載をしております。①の協議地の利用計画につきましては、町内にある○○○が○○○しており、○○○○○○○を行う事を計画している。本土地を含めた周辺の土地が○○○○○予定地の候補地として上がっておりまして、この地が最適と考え○○○を建てたいと言う事でございます。予定時期としては令和△年度に造成を行いまして、令和△年度から△年度にかけて○○○の建設を行いたいと言う事でございます。②の協議地の土地状況でございますが、土地改良事業につきましては有で圃場整備を行っております。実施時期につきましては平成△△年△△月から平成△△年△月にかけて行っており、最終的には△△年△月△△日に換地処分と言う事で事業が完了していると言うところでございます。③の近隣農地への影響としまして、当該協議地につきましては、○○、○○、○○が隣接しております、広がりもないため周辺農地への影響がないと考えられます。敷地内の排水については現在の○○○と同様に溜柵を作り排水する予定であり、○○等の排水については国道の排水路を通じて○○○○前後の水路に出るため周辺農地に影響はないものと思われます。一番気がかりなのは同じ様な圃場隣接しております、○○を作付けしておられる方がいらっしゃいますけども、日照権

については〇〇の設置する場所を考慮することとしておりまして、所有者からの同意を頂いております。隣接者の同意書を43ページに付けております。44ページには配置図を付けております。45ページには周辺状況図を付けております。赤で囲んである所が該当農地になります。以上でございます。

議長： 以上提案がありました。それでは早速質疑に入ります。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

高津： はい、良いですか。10月の農地相談会の折に今同席しておられる産業建設課の伊藤さんから宇田川推進委員さんと私がたまたまいた関係で相談がありました。その時に42ページの③の近隣農地への影響と言うところで、日照の課題について建物の設置する場所を考慮することとしておりという風に書いてありますが、その辺は具体的に数字を示してとか、そういう調査をしたとか、その後役場の方がそういう風な形でこの問題について払拭する様なアクションをされましたか。本当に間違いないかとか、本当にそれが出来るのかとか。場所を考慮するとは書いてあるけど、その事だけで日照権を侵害する様な事はなくて、予定通りの取り運びになるのか。どうでしょうか。

産伊藤： 44ページに図面を載せているんですけども、これは仮の図面と言う事でして、建設が令和△年から△年と言う事で書いておりまして、〇〇〇〇さんの方で設計とかはされるんです。〇は造成までと言う事になっておりまして、まだ場所の確定は設計段階に入ってなくて、日照権については考慮しながら設計をしてもらうような話はしております。ただ具体的に何メートルだったらどうのこうのと言うと言う話までは出来ていないです。今年度に土地を購入して来年度造成すると言う様な計画がありまし、図面自体は案の様な形なんですけど出させて頂いたと言う様な感じです。なので立面図とかもまだです。

高津： 例えば今は横長になっているけどこの向きを90度変えて〇〇さんのところに入れ込んだりして建物を建てるとか、と言う形も含めて、まだこれからだと言う事ですね。

産伊藤： そうですね。なので、その辺りは意見を言って行って、何とかしてもらえないかと言う事で話をして行った方が良いかなとは思ってはおりますけども。総務課の方にその話はしていきたいと思っています。

議長： 隣接地の〇〇〇さんの同意書、〇〇〇〇〇さんと言うのが申請地の右側の黄色の所有権者ですか。

事務局： そうです。

議長： 隣接の土地に転用をする事については同意をすると言う、これは分かります。でもやはり高津委員さんがおっしゃる様に日照権の問題はどうしても出て来るんです。建物の立地によっては、例えば水田であれば生育に影響を及ぼすと言うのは当然出て来るんです。我々のところでも隣の植林地が大きくなれば日照権が遮られて、木を切ってもらえ

ないだろうかと言う事が当然出て来るんです。これと同じ様に消防署を建てる事に異論はないし同意するけども、やっぱり日照権がこういう表現で農業者が救われるのか、考慮することとしておりと言う事で、〇〇〇自体が日照権についてもう既に認識をしていますかと言う事は確認をしておかないといけないと思うんです。建物が建って日当たりが悪くなつて水田の左半分が育たなくなつた、発育が遅れるときちんと主張される方であればいいけども、泣き寝入りをされても農業者は困る訳で、建物設置をする場所を考慮することとしており、所有者からの同意も得ていると言う事で本当に所有権者の日照権が救われますかと言う事について産業建設課はどのようにお考えですか。

産伊藤： 確かにこれだけでは弱いのかなと言う風には感じるところでして、私は同意書を取りに行かれた時に一緒に行ったわけではないので聞いてはないんですけども、総務課の担当の者が取りに伺っておりまして、〇〇〇さんからも日照権の話はどうにかして欲しいと言う事は伺つたと言う事で聞いていまして、その辺は西部広域さんに設計の段階でその辺をきちんと考へる様に町からも強く要望しないといけないのかなという風には考えております。

議長： 今回は整備計画の変更に関わる分ですから私個人は良としますけども、宇田川推進委員さんもその様に言っておられましたし、今後の最終的には農地転用、売買と言う事になると思いますが、役場として担当部局として日照権については最大限の配慮をして、農業者に影響を及ぼさない様な行政指導をお願いしたいという風に思います。

船越： よろしいでしょうか。良いとしまして黄色のところの〇〇〇さんの〇さんの方からも相談と言うか〇〇〇が〇〇する話があつてと言う事は伺っておりまして、つい最近そこがほぼ決定になると言う事で、結構細長くて圃場整備もされたいたので良い土地と言うか日当たりも今現在とても良いところなので、日照権の事は凄く心配をされておりましたので、そこは強く言って頂きたいという風に思っております。黄色の〇〇〇さんの農地については右側に〇〇が通っていますし、赤いところの〇〇さんの土地がどう迫つてくるのかが今後の設計等で変わって来ると思いますので、土地的には結構な広い土地でありますし、〇〇〇さんにとってはそこが唯一の〇〇と言うか〇〇〇の〇〇〇みたいなので、そこはきちんと〇が育つて行く様な環境を整えて頂きたいなと思います。

議長： ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

見山： ちょっと良いですか。この図面で見れば〇〇と赤い敷地の間に三角の農地がありますね、そこは今現在この土地はどういう事になっていますか。

議長： 〇〇沿いから農地に至る三角部分の土地はどういう状況ですか。

産伊藤： ここが農振農用地ではない所でして〇です。

見山： 家を建てる時に外してあると言う事ですね。

産伊藤： 地権者さんは○○○の方です。

見 山： この人の同意書はいらないですか。家を建てたりすると普通いるのでは。

産伊藤： ここも○○○用地として一緒に買う予定でして。

見 山： なのでこの農地の方の同意書もいるのではないですか。どうでしょうか。

議 長： 地目は○になっているんですか、ここは農振除外になっているんですか。

産伊藤： ここの三角地は農振農用地には入っておりません。

議 長： 入ってないけど地目は○で現状は○ですか。では農地ですね。

見 山： 農振を外すならこの農地の人の同意書をもらっておかないといけないんじゃないですか。知らないですか。

議 長： いや、ります。地目は○で現況○を作つておられるなら、本件だけの申請には留まらないはずです。次の申請段階で案件が出てきます。だから事務局はそういう風にはつきり整理をして下さい。

松 原： 参考までに、候補地が何案か検討されたと言う事ですが、消去法でここが残ったということですね。この何案かはどこら辺だったんでか。

産伊藤： 何案かは、○○○の近くとか○○の方とかと聞きました。ただ何れの土地もここに書いてある土砂災害警戒区域のレッドとかイエローとかの区域に掛かっていたりとか、後は日野川との距離も○○○○さんは気にしておられまして、浸水とかがあった時の事を気にされていまして、敷地の面積とかもありますのでいろいろ考えて、最終的にここが一番良いのではないかと言う事で、消去法で候補地をされたと言う事です。

松 原： 分かりました。

議 長： その他ありませんか。それでは質疑を打ち切り採決を取らせていただきます。先ほど整理をしました様に本来周辺農地の日照権に影響を及ぼさない様、今後行政の方できちんと対応をして頂く農業委員会の意見を付したうえで整理をすると言う事で採決を取らせていただきます。申し上げたのは採決の条件ではありません、あくまでも農業委員会で整理をした意見として議事録に残してください。それでは、議案第5号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見具申について原案賛成の方の挙手を求めます。

委 員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案通り決定しました。重ねて申し上げますが、承認になります。ただ農業委員会の審議の中身について、日照権の問題について意見を言ったと言う事の一部とみなしています。議事は以上でございます。それでは最後その他につきまして一括説明をお願いします。

事務局： はい、その他につきまして次の農業委員会の総会を12月9日金曜日に予定しております。時間は今日と同じ9時半からでございまして、ここの場所が12月に入りますと議会がありますので使用できませんので、1階の防災会議室で行いたいと思います。11月の農地相談会は11月24日木曜日、午後1時半から午後3時半まで、役場の1階相談室を予定しております。本高委員さんと奥田委員さんにお願いします。12月の農地相談会については12月22日木曜日、午後1時半から午後3時半まで、松原委員さんと梅田委員さんお願ひしたいと思います。以上です。

議長： 以上これについて皆さんご質問はございませんか。それでは本日は長時間ご審議を頂きましてありがとうございました。以上を持ちまして総会を閉じさせて頂きます。

令和 年 月 日

署名委員 3番委員

署名委員 5番委員